

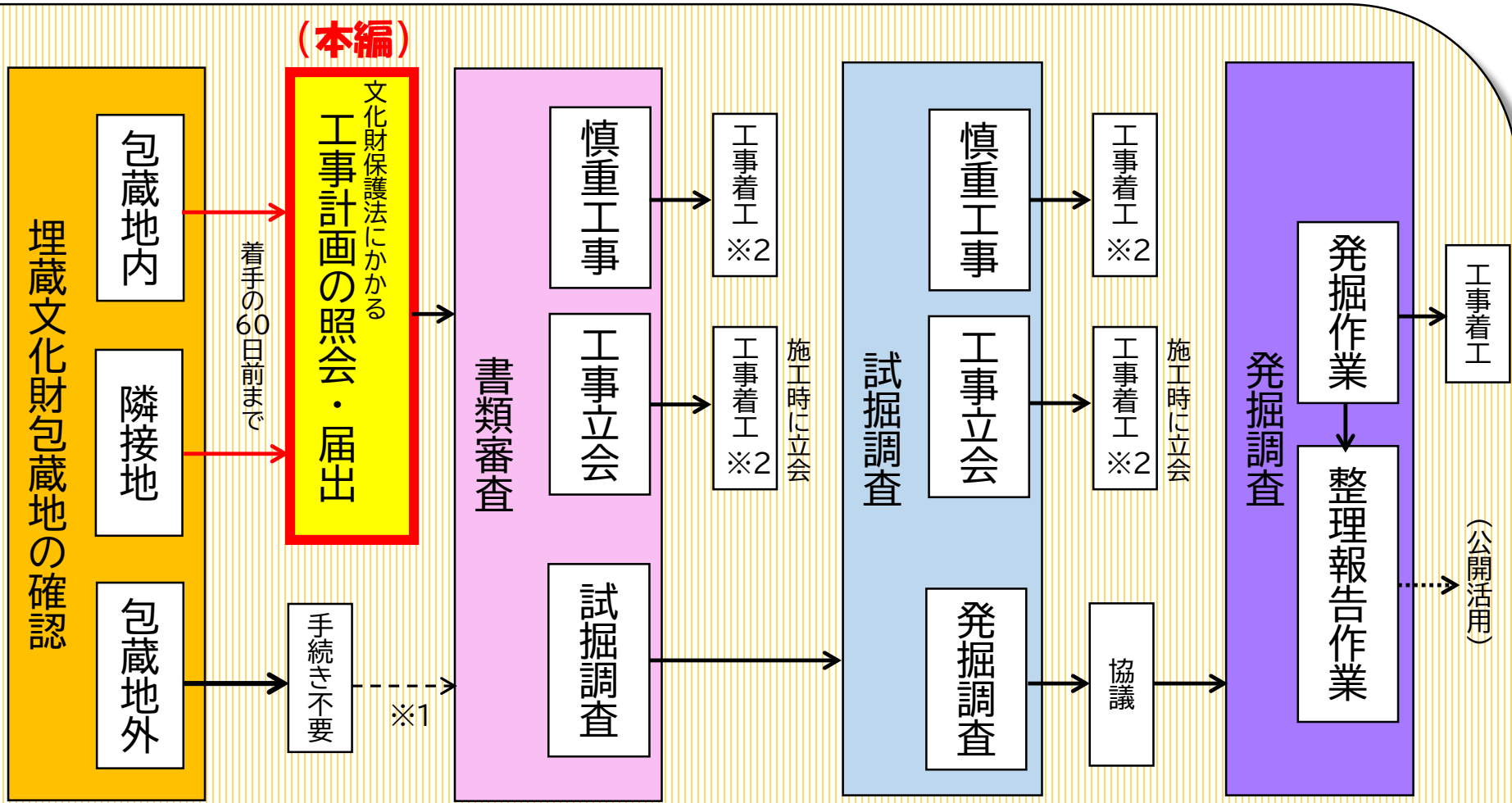
埋文のトリセツ



～福岡市埋蔵文化財包蔵地での
工事手続きガイド～

② 「照会と届出ってどうやるの？」編





- ※1 都市計画法にかかる開発事前協議申請や、採石法33条にかかる採取計画認可申請を行う場合は、協議の対象となります。
- ※2 工事中に埋蔵文化財を発見した場合は、文化財保護法96条に基づき、すみやかな届出が必要です。



本編のテーマ 「照会と届出」

- 文化財保護法第93条では、
土木工事等のために「周知の埋蔵文化財包蔵地」を掘削しようとする場合には、**工事着手日の60日前までに**届出なければならない、とされています。
- ただし、試掘調査や発掘調査が必要になる事業では、
調整や調査に期間を要すことも少なくありません。
「60日前まで」にとらわれず、
早めの照会・届出を推奨しています。



本編のテーマ 「照会と届出」

- 福岡市では、
「包蔵地」「隣接地」で土木工事を行う場合に、
事前の照会・届出が必要です。

- 提出された工事計画と埋蔵文化財の状況を照合し、

慎重工事

工事立会

試掘調査

のいずれかの結果を回答します。



まずはじめに…

手続きに必要な書式、電子申請の方法は、
HP「福岡市の文化財」から確認してください。

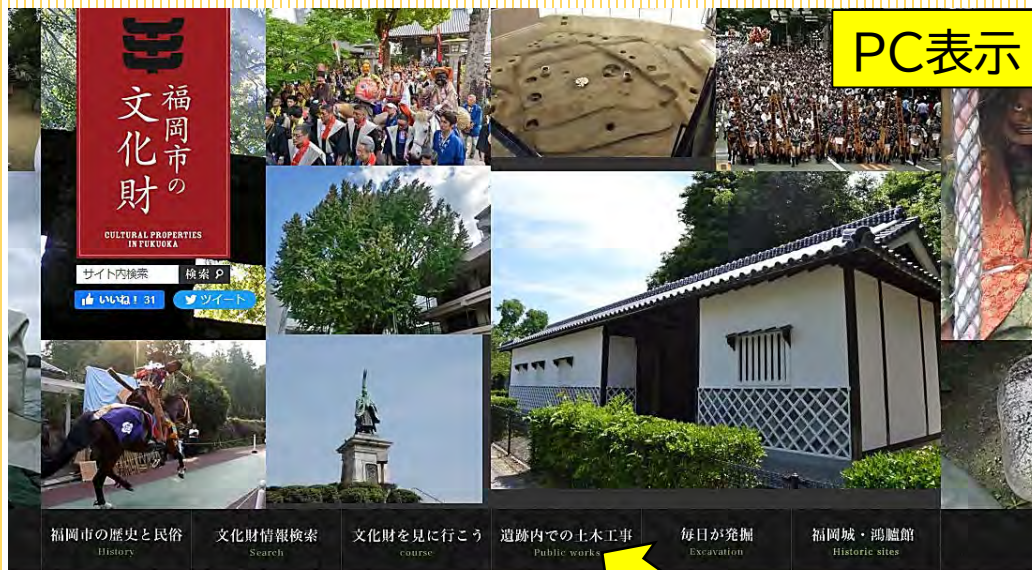
ホーム画面



写真の下のメニューから
「遺跡内での土木工事」
をクリック



**「2. 遺跡内における
工事手続きについて」**



◆提出書類について

推奨！

埋蔵文化財課に 1部持参 または 電子申請

様式1 「埋蔵文化財の有無について(照会)」

様式2 「埋蔵文化財発掘の届出について」

+

工事計画図面

位置図 現況図 配置図

基礎伏図 基礎断面図 地盤改良施工図

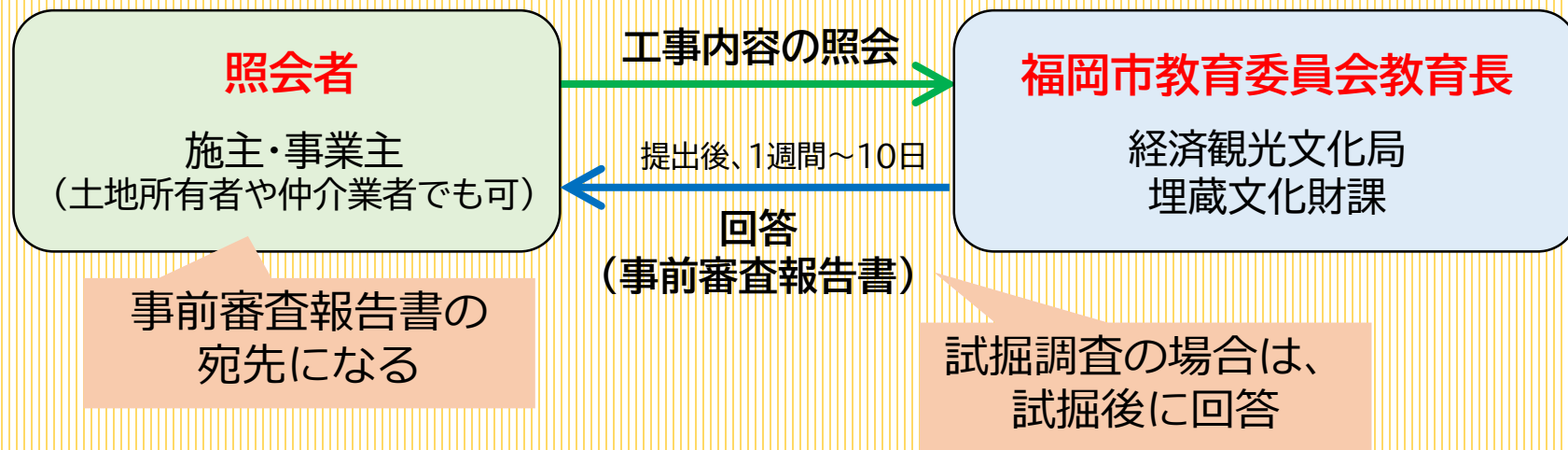
隣接地の場合、
様式2は不要



◆様式1「照会」とは…

土木工事の内容が埋蔵文化財に影響がないかを照会

→審査完了後、「事前審査報告書」として回答



様式1「照会」の作成方法

令和 年 月 日

福岡市教育委員会教育長 様

住所
氏名

埋蔵文化財の有無について（照会）

下記のとおり、土木工事を計画しておりますので、事前に埋蔵文化財の有無の確認等、審査をお願いします。埋蔵文化財が発見された場合には、文化財保護法に基づき、適切な措置を講じます。

なお、確認・試掘調査の実施にあたり、障害となる施設の事前処理（上下水道・ガス設備等の確認と切断、アスファルト舗装の除去、樹木の伐採等）及び調査後の管理は、照会者である当方の責任で行います。また、調査中に管渠等の破損によって水道水やガス等が流出した場合は、当方の負担で処置します。

記

所在地 (地番)	福岡市			
敷地面積	m ²	土木工事等の 施工面積	m ²	地目
工事概要 (照会の目的)			工事着手 予定日	
事業主体者			現在の土地の 利用状況	
連絡先	住所			
	社名			
	担当者	電話番号		

添付図面（各1部）
 1. 位置図（住宅地図等） 2. 現況図（実測図、宇図等） 3. 建物配置図
 4. 基礎伏、基礎断面図 5. その他必要図（地盤補強がある場合はその概要及び施工図）

埋蔵文化財予備調査の承諾について

上記所有地の埋蔵文化財事前審査及び考古学的予備調査を承諾します。
 なお、上記所有地における考古学的発掘調査の出土品につきましては、文化財保護法第105条の規定による土地所有者としての権利を放棄し、その出土品の活用については貴機関に一任します。

土地所有者 住所
氏名

①照会の内容

②工事概要

③添付図面

④予備調査承諾書



様式1「照会」の作成方法

①照会の内容

福岡市教育委員会教育長 様

A 令和 年 月 日

B 住所
氏名

押印不要

埋蔵文化財の有無について（照会）

下記のとおり、土木工事等を計画しておりますので、事前に埋蔵文化財の有無の確認等、審査をお願いします。埋蔵文化財が発見された場合には、文化財保護法に基づき、適切な措置を講じます。

C なお、確認・試掘調査の実施にあたり、障害となる施設の事前処理（上下水道・ガス設備等の確認と切断、アスファルト舗装の除去、樹木の伐採等）及び調査後の管理は、照会者である当方の責任で行います。また、調査中に管渠等の破損によって水道水やガス等が流出した場合は、当方の負担で処置します。

A:日付(提出日)

B:照会者の住所・氏名
施主・事業主など

※土地所有者や仲介業者でも構いませんが、事前審査報告書(当課からの回答書)の宛先として、差し支えない方をご記入ください。

C:注意事項

※必ずお読みください！
(試掘調査にあたっての責任の所在)



様式1「照会」の作成方法

②工事概要

記

D	所在地 (地番)	福岡市			
E	敷地面積	m ²	土木工事等の 施工面積	m ²	地目
F	工事概要 (照会の目的)			工事着手 予定日	
G	事業主体者			現在の土地の 利用状況	H
I	連絡先	住所	社名	担当者	電話番号

D:所在地(地番)
対象地の全ての地番

E:敷地面積等
※土木工事等の施工面積は
建築面積、造成面積など

F:工事概要、工事着工日
ex)木造2階建て専用住宅
戸建て分譲住宅3棟
RC造共同住宅
宅地造成、土地売買 など

G:事業主体者(施主・事業主)

H:現在の利用状況
ex)住宅、更地、駐車場

I:連絡先(窓口担当者)



様式1「照会」の作成方法

③添付図面

添付図面（各1部）

1. 位置図（住宅地図等）
2. 現況図（実測図、字図等）
3. 建物配置図
4. 基礎伏、基礎断面図
5. その他必要図（地盤補強がある場合はその概要及び施工図）

1. 位置図 住宅地図に敷地の範囲を明示
2. 現況図 測量図や字図など、対象地の位置や形状が確認できるもの
3. 建物配置図 施工範囲を明示（擁壁や駐車場などの外構も含む）
4. 基礎伏、基礎断面図 掘削範囲や深度、現況GLと設計GLの関係が確認できるもの
5. その他必要な図面 地盤補強の概要及び施工図など



**地盤補強が未定の場合は、
決まり次第、追加提出してください**



様式1「照会」の作成方法

④ 予備調査承諾書

「予備調査」とは・・・

- 埋蔵文化財の存在を把握するための**考古学的な調査・検討**のこと
- 現地確認(踏査)**や**試掘調査**などを実施する必要があるため、**土地所有者の承諾**が必要です。

埋蔵文化財予備調査の承諾について

上記所有地の埋蔵文化財事前審査及び考古学的予備調査を承諾します。

J なお、上記所有地における考古学的発掘調査の出土品につきましては、文化財保護法第105条の規定による土地所有者としての権利を放棄し、その出土品の活用については貴機関に一任します。

土地所有者 住所
氏名

K

押印不要

J:注意事項

※必ずお読みください
(予備調査の出土品の権利放棄に関する事項)

K:土地所有者の住所・氏名

複数名の場合は列記

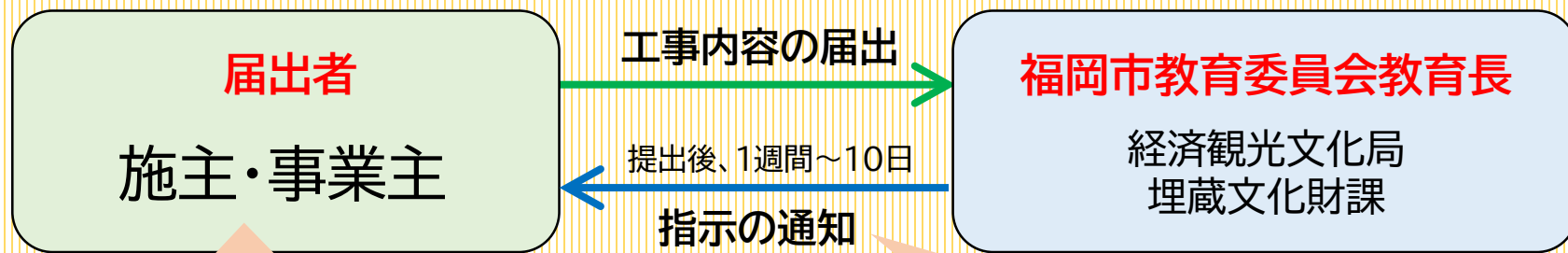
自筆でなくても構いませんが、承諾を得ていることが前提です。



◆様式2「届出」とは…

遅くとも
着工の60日前
までに

包蔵地内で土木工事を行う際の
文化財保護法第93条に基づく届出
→埋蔵文化財の保護のために必要な指示の通知



建築確認申請者と
同一

試掘調査の場合は、
試掘後に発行



様式2「届出」の作成方法

2枚セット

令和 年 月 日

福岡市教育委員会教育長 様

住所

氏名等

埋蔵文化財発掘の「届出・通知」について

①届出者

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）【第93条第1項・第94条第4項】の規定により、別記1の事項について、関係書類を添付し、別記2の通り「届出・通知」します。

別記 1

1. 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
2. 土木工事等をしようとする土地の面積
3. 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
4. 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
5. 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
6. 当該土木工事等の主体となる者の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
7. 当該土木工事等の施工担当責任者の氏名及び住所
8. 当該土木工事等の着手の予定時期
9. 当該土木工事等の終了の予定時期
10. その他の参考となるべき事項

別記 2

30条第1項、94条第1項 (〇で囲むこと) 文書番号

届出番号 年 月 日

1. 所在地			
2. 面積	㎡		
3. 土地所有者	氏名等 住所:		
4. 遺跡の種類	集落跡・散布地 貝塚 都城・官衙跡 城跡跡 社寺跡 生産遺跡 古墳・横穴 その他の墳墓 近世以降の単独遺跡() その他()		
遺跡の名称	員数		
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒地 墳墓 その他()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 古代 中世 近世 その他() 不明		
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 堤防 ダム 学校建設 住宅 農人住宅 工場 店舗 個人住宅兼工場または店舗 その他建物() 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道等 農業基盤整備事業 その他の農業関係事業 土砂採取 その他開発() 自然環境 遺跡整備		
工事の概要			
6. 工事主体者 (業主・事業主)	氏名 住所:		
7. 施工責任者	氏名 住所:		
8. 着手予定時期	年 月 日	9. 終了予定時期	年 月 日
10. 参考事項			

指示事項	発掘調査	工事立命	環境工事	その他()
起 実	決 議	発 達	引 継	

②所在地等

③工事概要

【注意事項】 ① 大枠内は届出・通知者が記入。 ② 指示事項欄は福岡市教育委員会で記入。
③ 遺跡の種類・現状・時代及び指導事項欄は該当項目を〇で囲み、該当項目のない場合は()内に記入。



様式2「届出」の作成方法

①届出者

第 号
A 令和 年 月 日

福岡市教育委員会教育長 様

住 所

B

押印不要

氏名等

埋蔵文化財発掘の [届出・~~通知~~] について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法（昭和 25 年法律第214号） [第93条第1項・~~第94条第1項~~] の規定により、別記1の事項について、関係書類を添付し、別記2の通り [届出・~~通知~~] します。

A:日付(提出日)

B:届出者の住所・氏名

= 事業主・施主

別記1の「6. 工事主体者」と同一

※法人の場合は、
法人名+代表者氏名



様式2「届出」の作成方法

②所在地等

別記2

93条第1項 ・ 94条第1項

(○で囲むこと) 文書番号

経埋第 号 年 月

記入不要

1. 所在地	
2. 面積	m ²
3. 土地所有者	氏名等: 住所:
4. 遺跡の種類	集落跡・散布地 貝塚 都城・官衙跡 城館跡 社寺跡 生産遺跡 古墳・横穴 その他の墳墓 近世以降の単独遺跡() その他()
遺跡の名称	員数
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 古代 中世 近世 その他() 不明

記入不要

1. 所在地(対象地の地番)

2. 面積
対象地の敷地面積3. 土地所有者の住所・氏名
複数名の場合は列記

※4は記入不要



様式2「届出」の作成方法

②所在地等

5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校建設 住宅 個人住宅 工場		
	店舗 個人住宅兼工場または店舗 その他建物() 宅地造成 土地区画整理		
	公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道等 農業基盤整備事業 その他の農業関係事業 土砂採取 その他開発() 自然崩壊 遺跡整備		
工事の概要			
6. 工事主体者 (施主・事業主)	氏名:		
	住所:		
7. 施工責任者	氏名:		
	住所:		
8. 着手予定時期	年 月 日	9. 終了予定時期	年 月 日
10. 参考事項			

指示事項	発掘調査	工事立会	慎重工事	その他()
起案	決	記入不要	送	引継

5. 工事の目的、概要

- ・該当するものを○で囲う
- ・概要には事業内容を記入
ex)木造2階建て専用住宅
戸建て分譲住宅3棟
RC造共同住宅
宅地造成 など

6. 工事主体者の住所・氏名

①-Bの施主・事業主と同一

7. 施工責任者の住所・氏名

施工業者が未定の場合は「未定」

8. 着手予定時期

9. 終了予定時期



◆土地売買に伴う事前審査

- 福岡市では、土地の売買に際して、
あらかじめ埋蔵文財の有無を確認したいという
ご要望にもお応えしています。
- その場合は、原則として、試掘調査を実施して、
埋蔵文化財の有無を確認することになります。



注意！【土地売買に伴う照会の注意点】

- 試掘調査の際には、重機を稼働できる
十分なスペースが必要です。

建物や工作物がある状態では、十分な調査ができず、
埋蔵文化財の有無が判断できない場合があります。

- 埋蔵文化財が確認できる深さまで掘削を行うため、
土地の地耐力を弱める可能性があります。



土地の売買を目的とした照会時の提出書類

推奨！

埋蔵文化財課に1部持参 または 電子申請

様式1 「埋蔵文化財の有無について(照会)」



添付図面

位置図 現況図

⇒事業主や事業内容が決まり次第、着工の60日までに届出

様式2 「埋蔵文化財発掘の届出について」



工事計画図面

配置図 基礎伏図
基礎断面図 地盤改良施工図



土地売買の際の様式1「照会」の記載方法

工事概要

記

所在地 (地番)	福岡市			
敷地面積	m ²	土木工事等の 施工面積	m ²	地目
工事概要 (照会の目的)	土地売買		工事着手 予定日	
事業主体者			現在の土地の 利用状況	
連絡先	住所			
	社名			
	担当者	電話番号		

記載方法は、P9～10を参照

- 「工事概要(照会の目的)」は「**土地売買**」と記入
- 工事内容が決まっていない場合「土木工事の施工面積」や「工事着手予定日」は「**未定**」と記入

売買後の工事計画が
あらかじめ決まっている場合は、
記載してください。



土地売買の際の様式1「照会」の記載方法

添付図面 1・2は必須。3～5の図面は添付がなくても可。

添付図面（各1部）

1. 位置図（住宅地図等）
2. 現況図（実測図、字図等）
3. 建物配置図
4. 基礎伏、基礎断面図
5. その他必要図（地盤補強がある場合はその概要及び施工図）

予備調査承諾書

埋蔵文化財予備調査の承諾について

上記所有地の埋蔵文化財事前審査及び考古学的予備調査を承諾します。

なお、上記所有地における考古学的発掘調査の出土品につきましては、文化財保護法第105条の規定による土地所有者としての権利を放棄し、その出土品の活用については貴機関に一任します。

土地所有者 住所
氏名

K

押印不要

K:土地所有者の住所・氏名

予備調査時点での土地所有者



◆電子申請(スマート申請)



推奨!

フォーマットに沿って、工事内容を入力して、
添付資料のデータをアップロードすればOK!
照会と届出の書類を作成する必要がなく、便利です!

●ログイン方法

Google、LINE、Grafferいずれかのアカウントを使用する、
もしくは、メールアドレスを認証する

●添付資料(電子データ)の準備

地図、工事図面等、予備調査承諾書(書式アリ)

1ファイル10MB以内で、1申請につき最大100MBまで添付可



電子申請(スマート申請)の方法

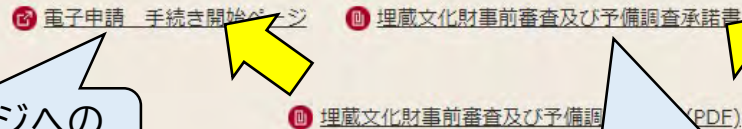
ホーム → 「遺跡内での土木工事」
→ 「2. 遺跡内における工事手続きについて」
→ 「電子申請(スマート申請)について」



* 電子申請 (スマート申請) について

申請にはGoogle、LINE、Graffer、いずれかのアカウントからのログイン、またはメールアドレスの認証(アカウント登録しない)が必要になります。

また、地図や工事図面等のほか、下記書式の承諾書の添付が必須になります。電子申請に進む前に添付用のデータをご準備ください(1ファイル10MB、1申請につき最大100MBまで添付可能です)。



手続きページへの
リンク

予備調査承諾書の書式
事前にダウンロードして
作成・保存しておいてください。



電子申請(スマート申請)の方法

①ログイン方法の選択

埋蔵文化財包蔵地や隣接地での土木工事等の計画

入力状況 0%

福岡市の「埋蔵文化財包蔵地や隣接地での土木工事等の計画」のネット申請ページです。

埋蔵文化財包蔵地や隣接地での土木工事等の計画とは
埋蔵文化財包蔵地（遺跡）や隣接地で土木工事をおこなう際は着工60日前までに申請してください。

[制度詳細についてはこちら](#)

①-1 Google、LINE、Grafferいずれかのアカウントを使用

ログインして申請に進む

ログインしていただく、申請の一時保存ができるようになります。

①-2 メールを認証

OR
メールを認証して申請に進む

申請に利用するメールアドレスを入力してください

メールアドレスを入力

確定メールを送信

メール送信

いずれかのアカウントでログイン

Graffer
スマート申請

福岡市 ログイン

Grafferアカウントをお持ちの方

Googleでログイン

LINEでログイン

メールアドレスでログイン

[ログイン方法について教えてください](#)

[Google IDでログインする](#)

Grafferアカウントをお持ちでない方

Grafferアカウントを作成すると、申請書の一時保存や申請履歴の確認ができます。作成は無料です。

新規アカウント作成

受信メールに記載されたURLをクリック



電子申請(スマート申請)の方法

必須 マークが付いた項目は、必ず入力してください。
(確定していない場合は「未定」と入力)

ログインに成功したら、入力フォームに従って、
工事内容の入力と、添付資料のアップロードを行ってください。

②申請者情報の入力

申請者の情報

申請者の種別 必須

個人

法人

法人を検索して自動入力する

法人名 (本申請の担当窓口) 必須

所在地 必須

電話番号 必須

申請に不備があった場合などに連絡が来る場合があるため、日中に連絡のつく電話番号をご入力してください

メールアドレス 必須

連絡担当者名 必須

申請内容の確認がある場合の連絡先のご担当者氏名を入力してください

次へ進む

< 制度概要ページに戻る

A・B:申請者(窓口担当者)の氏名や連絡先

電子申請(スマート申請)の方法

③工事主体者(施主・事業主)情報の入力

工事等主体者(施主・事業主)の情報

個人/法人区分 必須

個人

法人

法人名 必須

代表者名 必須
肩書から記入してください

住所 必須

C

埋蔵文化財事前審査及び予備調査承諾書 必須
書式はホームページ「福岡市の文化財」からダウンロードしてください

D

アップロードアイコン ファイルを選択...

次へ進む

< 戻る

必須 マークが付いた項目は、必ず入力してください。
 (確定していない場合は「未定」と入力)

C:施主・事業主

「個人」または「法人」を選択
 法人の場合は、代表者名も入力

※土地売買を目的とした申請の場合は、
 事前審査報告書(当課からの回答書)の宛名として
 差し支えない方(土地所有者や仲介業者等)を
 ご記入ください。

D:事前審査及び予備調査承諾書

※書式をダウンロードして作成のうえ、
 アップロードしてください。

電子申請(スマート申請)の方法

③対象地情報の入力

対象地の情報

E

所在地(地番) 必須

敷地面積(m²) 必須

地目 必須

土地現況 必須

更地

既存建物・舗装等あり

E:所在地等

※土地現況で「既存建物・舗装等あり」の場合は、既存建物の解体時期や駐車場等の利用状況等、詳細を入力してください。

必須 マークが付いた項目は、必ず入力してください。
(確定していない場合は「未定」と入力)

F

位置図 必須

住宅地図等を添付してください

ファイルを選択...

G

現況図 必須

実測図、字図等を添付してください

ファイルを選択...

次へ進む

< 戻る

F:位置図

(住宅地図に敷地の範囲を明示)

※図面データをアップロードしてください。

G:現況図

(測量図や字図など、対象地の位置や形状が確認できるもの)

※図面データをアップロードしてください。

電子申請(スマート申請)の方法

④事業(工事)計画情報の入力(1)

事業(工事)計画の情報

事業目的 必須

土木・建設工事

土地売買

工事の概要 必須

木造2階建て専用住宅、RC造共同住宅、宅地造成

工事面積 (㎡) 必須

掘削が及ぶ範囲の面積、建築面積などを記入してください

H:事業目的(該当する方にチェック)
 ※「土地売買」を選択した場合、以下の入力は不要

I:工事の概要
 ex)木造2階建て専用住宅、戸建て分譲住宅3棟、RC造共同住宅、宅地造成 など

J:工事面積(建築面積、造成面積など)

必須 マークが付いた項目は、必ず入力してください。
 (確定していない場合は「未定」と入力)

工事着手予定日 必須

地盤調査 必須

済

予定

なし

地盤補強 必須

なし

未定

杭・柱状改良

表層改良

K:地盤調査 (該当するものにチェック)

L:地盤補強 (該当するものにチェック)

電子申請(スマート申請)の方法

④事業(工事)計画情報の入力(2)

外構等の工事 必須

主たる建築物以外に切り下げ工事があるかどうか選択してください

特になし

M 駐車場・車庫等の造成

擁壁

通路・道路等

工事計画図 必須

計画している建物等の平面図、基礎伏、基礎断面図を添付してください。地盤補強がある場合はその施工図等も添付してください。工法が確定していない場合は後日提出でも構いません。データが10MBを超える場合は分割して下の項目から添付してください。

N

その他必要図 任意

必須 マークが付いた項目は、必ず入力してください。
(確定していない場合は「未定」と入力)

M:外構等の工事(該当するものにチェック)

N:工事計画図

- ・建物配置図
施工範囲を明示
(擁壁や駐車場などの外構も含む)
- ・基礎伏、基礎断面図
掘削範囲や深度、現況GLと設計GLの関係
が確認できるもの
- ・その他必要な図面
地盤補強の概要及び施工図など

※工法が確定していない場合は、後日、追加で提出してください。データが10MBを超える場合は分割してください。

電子申請(スマート申請)の方法

⑤申請内容の確認

申請内容の確認

申請者の情報

申請者の種別 必須

法人

法人名(本申請の担当窓口) 必須

...

所在地 必須

...

土地所有者の情報

土地所有者の情報 必須

土地所有者の情報 #1

氏名 必須

...

住所 必須

...

追加する

この内容で申請する

入力内容を確認して、修正があれば、



編集

から戻って再入力

内容に間違いがなければ、

この内容で申請する

をクリックして手続き完了

※内容に不明な点があれば、
当課から連絡することがあります。

よくある質問Q&A

Q:埋蔵文化財課への書類提出は、
建築確認申請よりも後がよいですか？

A: 埋蔵文化財課への書類提出は、
建築確認申請と**同時**、もしくは**先行して**
進めてください。

試掘調査が必要になった場合、
審査結果が出るまで期間を要しますので、
計画が固まり次第、**お早めにご提出**ください。



よくある質問Q&A

Q:93条の届出を失念していて、
工事着工の60日前を過ぎてしまいましたが、
どうすればよいですか？

A: 着工60日前を過ぎても受理はできますが、
埋蔵文化財課からの回答(事前審査報告書や93条通知)の
指示に従って、工事を実施してください。



よくある質問Q&A

Q: 地盤調査の結果が出ていないのですが、
仮の図面でも提出はできますか？

A: 早めの書類提出を推奨しており、書類の受理はできますが、
工事内容が未確定もしくは変更の場合は、
審査を保留したり、再審査となることがあります。
施工方法が確定次第、すみやかに、
正式な図面を追加提出してください。



よくある質問Q&A

Q: 包蔵地外で、開発許可申請を予定しています。事前に照会を提出する必要はありますか？

A: 包蔵地外ですので事前の照会は必要ありませんが、
開発許可にあたって**当課との協議が必要**になります。
開発許可申請より前に、埋蔵文化財の事前審査を進めて
おきたい場合は、様式1(照会)を提出してください。



よくある質問Q&A

Q:解体工事についても、照会・届出が必要ですか？

A: 福岡市では、解体工事については照会・届出は不要としていますが、**基礎や杭の撤去により既設の掘削範囲よりも広く掘削する場合は、埋蔵文化財に影響を及ぼす可能性があるため、**
事前に埋蔵文化財課にご相談ください。
また、既存建物の基礎の構造や深度を把握しておくことで、
以後の事前審査の判断材料にできる場合がありますので、
解体前に照会・届出を提出しておくことを推奨しています。

(例えば、試掘調査の代替手段として、解体工事時に埋蔵文化財課職員が立ち会い、審査期間が短縮されることがあります)。



よくある質問Q&A

Q: ボーリング調査は、照会・届出が必要ですか？

A: 福岡市では、掘削面積が1㎡未満の柱状の工作物(※)については、照会は不要とし、93条の届出は留保しています。

(※)小規模な看板や通信アンテナ等の支柱、案内標識、信号機、電柱、照明灯なども照会・届出の対象外

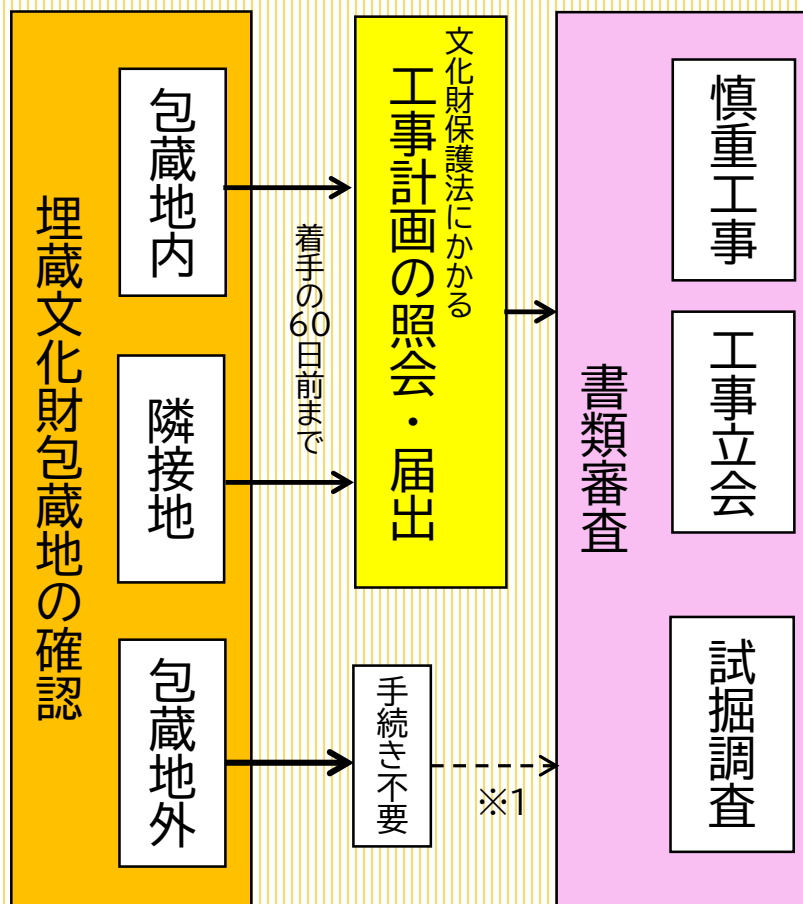


よくある質問Q&A

Q: 盛土しか行わないので、届出は不要ですか？

A: 盛土造成も、土木工事であり、届出の対象です。
土地の状況や埋蔵文化財の状態によっては、
著しく地形や地質が変化することで、
埋蔵文化財に影響を与える場合があるため、
埋蔵文化財の存在する位置から
盛土の厚さがおおむね2メートルを超える場合は、
試掘調査・発掘調査の対象となります。





提出された書類をもとに
埋蔵文化財への影響がないかの
確認が行われますが…

このつづきは

③ 「『書類審査』ってなに？」編を
ご覧ください！



埋文のトリセツ

～福岡市埋蔵文化財包蔵地での
工事手続きガイド～



丸隈山古墳の
があこ先生

福岡市経済観光文化局
文化財活用部埋蔵文化財課
事前審査係



考古学者の
たまごちゃん

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1(福岡市役所14階)
TEL 092-711-4667 FAX 092-733-5537
Mail maibunhouzouchi@city.fukuoka.lg.jp
HP「福岡市の文化財」 <https://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>